議案第13号

令和4年度長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	排水件数	165,700件
(2)	年間総排水量	$41, 469, 000 \mathrm{m}^3$
(3)	一日平均排水量	$113,614\mathrm{m}^3$
(4)	主要な建設改良事業	
	下水道管改良事業	140,800千円
	公共下水道事業	2,619,486千円

流域関連公共下水道事業1,105,500千円流域下水道事業139,397千円

特定環境保全公共下水道事業496,646千円農業集落排水事業73,293千円

戸別浄化槽事業 26,160千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入

第1款下水道事業収益14,862,500千円第1項営業収益7,856,092千円第2項営業外収益6,617,297千円第3項特別利益389,111千円

支 出

第1款下水道事業費用13,159,800千円第1項営業費用10,915,516千円第2項営業外費用1,675,945千円第3項特別損失568,339千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,337,000千円は、過年度分損益勘定留保資金

2,394,324千円、当年度分損益勘定留保資金3,549,893千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額201,351千円並びに繰越利益剰余金処分額191,432千円で補填するものとする。)。

	収	入	
第1款 資	译本的 収入		5, 198, 200千円
第1項	企業債		2,702,900千円
第2項	国庫補助金		1,264,170千円
第3項	工事負担金		80,189千円
第4項	受益者負担金		47,119千円
第5項	他会計負担金		1,103,821千円
第6項	固定資産売却代金		1千円
	支	出	
第1款 資	译本的支出		11,535,200千円
第1項	建設改良費		4,834,030千円
第2項	企業債償還金		6,700,770千円
第3項	国庫補助金返還金		400千円
(債務負担	行為)		

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと 定める。

事項	期間	限度額	
令和4年度融資分排水設備設置資金利子	令和5年度から	1 700壬田	
補給金	令和9年度まで	1,700千円	
農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽維	令和5年度	CE FOOTIE	
持管理業務委託事業費	7和3千度	65,500千円	
事業用車両購入費	令和5年度	22,000千円	
令和4年度東部終末処理場設備更新事業	令和5年度	614 000 4 III	
費	7和3千度	614,000千円	
令和4年度東部終末処理場耐水化事業費	令和5年度	361,200千円	
西田川雨水ポンプ場整備事業費	令和5年度から	537,000千円	
四山川内水がイノ物笠川事未負	令和6年度まで	557,000 🗇	
令和4年度豊岡浄化センター再構築事業	令和5年度	414,000千円	
費	7140千度	414,000 🗇	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業費	2,702,900千円	普又発だ券細い長る通は行し発目てが。借券た債のつ市め	年た率式れつ率をには直率5.0%し直借資て見っい当後以、しり金、直たい該の以利方入に利し後て見利	公はに金債もし都間短償にが資そり場者に財にびしも換きをの、合とよ政よ償、しえるに融民に協るそり還又くすい条等そすた他置限繰低こい条等のあだの期を上利とて件資のるだの期を上利と

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。) (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に 流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を 経なければならない。

(1) 職員給与費

570,656千円

(2) 交際費

50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、4,336,600千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち191,432千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金

191,432千円

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名	称	数量
事業用車両	バキューム車		1台

令和4年2月24日提出

長野市長 荻 原 健 司